

中期目標と中期計画

	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が法人に達成を期待する目標 ・市長が法人に指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期目標を達成するための具体的計画
作成手続	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の意見を聴き、当該意見に配慮 ・評価委員会の意見を聞く ・議会の議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標に基づき作成 ・市長の認可が必要
期 間	6年	6年
記載事項	<p><法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要な事項 	<p><法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画 ・剩余金の使途 ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項

○地方独立行政法人法

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一條 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。